

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

基本理念

未来へつなぐ 資源循環都市 とよあけ

これまで本市では、「3Rを推進し適正なごみ処理から目指す資源循環社会」を基本理念として掲げ、「ごみをいかに減らし、かつ資源として循環させるか」という課題に取り組んできました。

国では第4次循環型社会形成推進基本計画を策定し、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食料や物を生産し、大切に利用することで豊かさを生み出せるような技術・システム・制度、すなわち、資源生産性の高い循環型社会を実現することを将来像として掲げています。

本市においても、変化する社会情勢に対応し、循環型社会の確立を目指して本計画を策定します。本計画では、環境への負荷をできるだけ小さくするため、まずごみの発生を抑制する2R(リデュース、リユース)の取組を優先し、次いで、やむを得ず排出する場合は可能な限り分別・再生利用(リサイクル)に取り組むこととし、どうしても資源化できないものを適正に処分するという「資源循環都市」となることを目指していきます。

2. 基本方針

基本理念を実現するため、本市のごみ処理における課題を踏まえ、本計画における基本的な方針を以下のように設定します。

基本方針

1.ごみの発生を抑制する

2.資源の再生利用を行う

3.資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る

4.資源・ごみを適正に処理する

3. 市民・事業者・行政の役割分担

本計画の達成に向けて、特にごみの発生抑制、再生利用については、本市を構成する市民・事業者・行政が適切に役割分担し、それぞれが積極的な取組を図るとともに、協働して取り組んでいく必要があります。それぞれの主体が求められる役割は以下のとおりです。

(1)市民の役割

ごみに関心を持ち、一人ひとりがごみの排出者であるという責任と自覚をもって、ごみをなるべく排出しない生活を送ります。

- ・ 商品の購入にあたっては、買い物袋の持参、詰め替え可能な商品や繰り返し使える容器の選択など、できる限り容器包装廃棄物を抑制します。
- ・ 食品の適量購入や食べ切り、生ごみの水切り等に取り組み、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食時には適量注文するなど、事業者が排出する一般廃棄物の削減にも協力します。
- ・ 家庭の不要物はごみとして排出するのではなく、フリーマーケットアプリなどの場を利用して、売買・交換します。
- ・ ごみの分別に積極的に取り組みます。
- ・ 行政回収や集団回収に積極的に参画するなど、地域に根差した活動に参加します。
- ・ 地域の清掃活動に参加し、不法投棄や散乱ごみのない快適なまちづくりに取り組みます。

(2)事業者の役割

事業活動の中で発生するごみについて、市民と同様ごみをなるべく排出しないよう取り組むとともに、市民がごみの発生抑制、再生利用に取り組みやすいよう支援します。

- ・ ごみの排出者として、適切なごみの処理や資源化に取り組みます。
- ・ 原料の選択、製造工程や輸送行程の工夫など、これまでの商慣行を循環型に改善する取組を行います。
- ・ 詰め替え可能な商品や容器包装を削減した商品を積極的に取り扱い、販売します。
- ・ ワンウェイプラスチックをはじめとする使い捨て品の使用を抑制します。

(3)行政の役割

行政は、市民や事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策を実施するとともに、適切な情報提供を行います。

- ・ 市民・事業者がごみの減量や再資源化に取り組みやすい施策について研究し、実施します。
- ・ 市民、事業者に対して適切な啓発活動や情報提供を行い、環境教育に取り組みます。

第2節 計画の数値目標

1. 数値目標の設定

社会情勢、前期計画及び豊明市家庭系ごみ減量化実施計画の目標達成状況を踏まえ、本計画の目標年次における数値目標を表 5-1のとおり設定します。資源を含まない家庭系ごみ 1 人 1 日排出量については、減量化実施計画で 2022 年度の目標値とした 410g/人・日を達成できていないことから、引き続きこの目標値を目指して努力することとします。また、資源化率については、出版物のデジタル化の普及など、社会経済情勢によっては達成が困難となることも考えられますが、前期計画に引き続き目標値とする 30%を目指すこととします。

表 5-1 ごみ処理基本計画の数値目標

指標	実績値 2022 年度	単純将来 2033 年度	目標値 2033 年度
資源を含まない家庭系ごみ 1 人 1 日排出量	473g/人・日	468g/人・日	410g/人・日 (▲13%)※
事業系ごみ排出量	2,767t/年	2,767t/年	2,629t/年 (▲5%)
最終処分量	496t	524t	451t(▲9%)
資源化率	25.2%	24.6%	30%

※増減は 2022 年度実績値に対する値

なお参考として、表 5-2に国及び愛知県の目標を示します。

表 5-2 国及び愛知県の一般廃棄物に係る数値目標

	計画名	目標値
国	第 4 次循環型社会 形成推進基本計画 (一般廃棄物関連 指標値)	【目標年次:2025 年度】 ・出口側の循環利用率 約 44%(2015)→約 47%(2025) ・最終処分量 14 百万 t(2015)→約 13 百万 t (2025) ・1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 507g/人・日(2016)→440g/人・日(2025) ・1 人 1 日当たりごみ排出量 925g/人・日(2016)→850g/人・日(2025)
愛知県	愛知県廃棄物処理 計画(2022-2026)	【目標年次:2026 年度】 ・出口側の循環利用率 21.3%(2019)→約 23%(2026) (約 1%増) ・最終処分量 19.4 万 t(2019)→18.6 万 t (2026) (約 4% 減) ・1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 520g/人・日(2019)→480g/人・日(2026) (約 8%減)

2. 数値目標の設定根拠

表 5-1の数値目標は、表 5-3に示す「根拠」が目標年次に達成された場合の排出量等の値となります。

表 5-3 数値目標の設定根拠

<家庭系ごみ>

施策内容		削減対象	資源化対象	目標値	根拠※
発生抑制	手つかず食品の廃棄量の削減(啓発)	燃えるごみ(収集)	—	8.6g/人・日	燃えるごみ中の「手を付けていない生ごみ(3.3%)」を60%削減
	生ごみの水切り、堆肥化等の促進(意識啓発・購入補助)	燃えるごみ(収集)	—	21.0g/人・日	燃えるごみ中の「生ごみ(24.5%)」を20%削減
	刈草・剪定枝の乾燥排出(意識啓発)	燃えるごみ(収集)	—	13.7g/人・日	クリーンセンターでのごみ質分析結果(2022)の「木・竹・わら類(湿ベース平均 6.4%)」を50%削減
	プラスチックの使用・廃棄量削減(意識啓発)	プラスチック	—	3.2g/人・日	プラスチック資源循環戦略を反映し、プラスチック(主にワンウェイプラスチック)の排出を10%削減
再生利用	資源の分別徹底	燃えるごみ(収集)	古紙・布類	11.4g/人・日	燃えるごみ中の「古紙・布類(紙製容器包装含む)(13.3%)」を20%削減
		燃えないごみ(収集)	資源(金属類)	1.5g/人・日	燃えないごみ中の「金属類(15.5%)」を80%削減
		燃えないごみ(収集)	資源(ビン類)	0.8g/人・日	燃えないごみ中の「ビン類(8.0%)」を80%削減
		燃えないごみ(収集)	小型家電	1.4g/人・日	燃えないごみ中の「使用済小型家電(22.3%)」を50%削減

※ごみの組成割合は、2018～2022 年度に本市で実施した組成調査の重量割合の平均値とした。

<事業系ごみ>

施策内容		削減対象	資源化対象	削減目標	根拠
発生抑制	事業系ごみ(可燃)の削減	燃えるごみ	—	△5%	事業者への意識啓発による事業系ごみ(燃えるごみ中)の5%削減

3. 数値目標達成時の本市の姿

(1) 家庭系ごみ

数値目標が達成された場合、家庭系ごみは以下のように推移します。

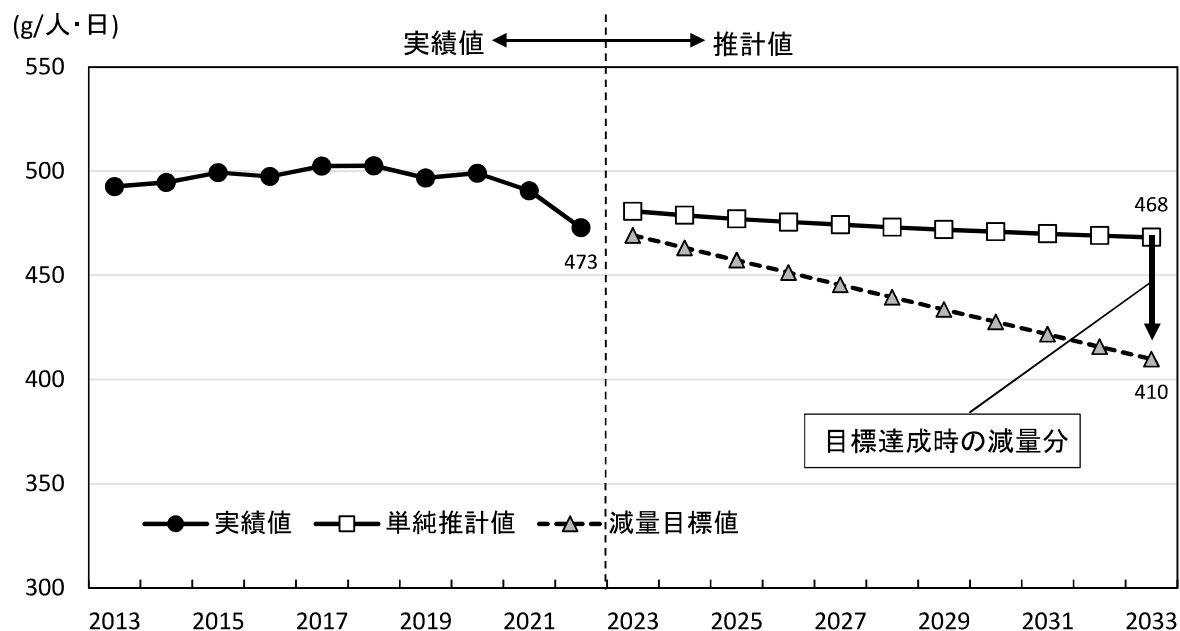


図 5-1(1) 数値目標達成時の家庭系ごみ(原単位)の推移

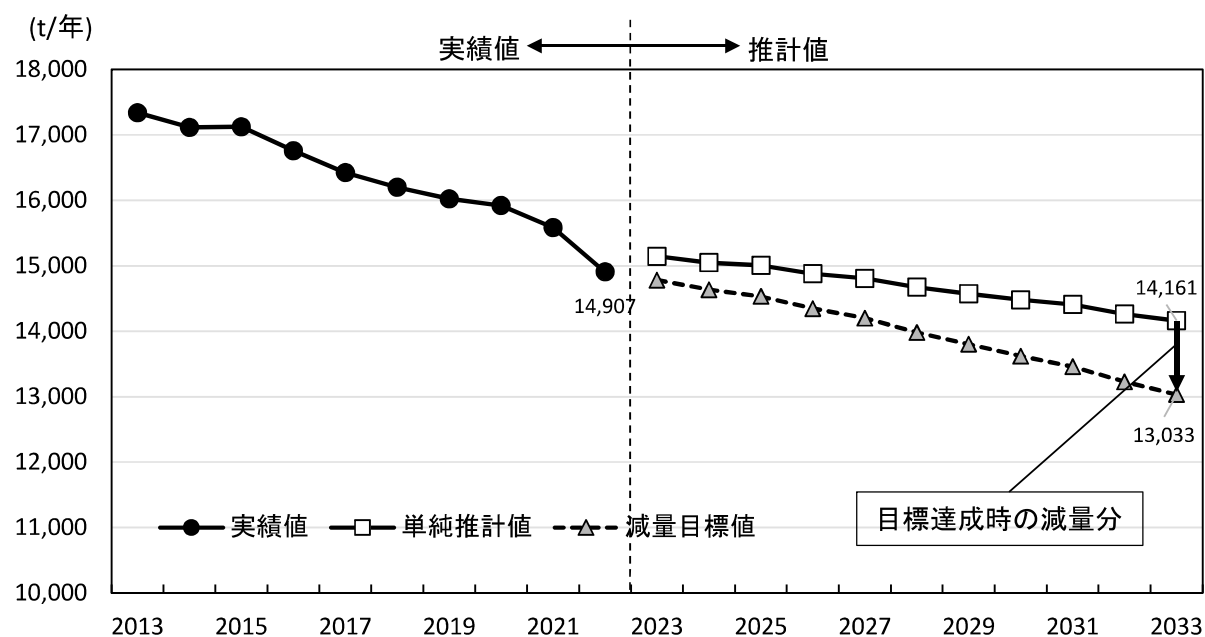


図 5-1(2) 数値目標達成時の家庭系ごみ(総量)の推移

(2)事業系ごみ

数値目標が達成された場合、事業系ごみは以下のように推移します。

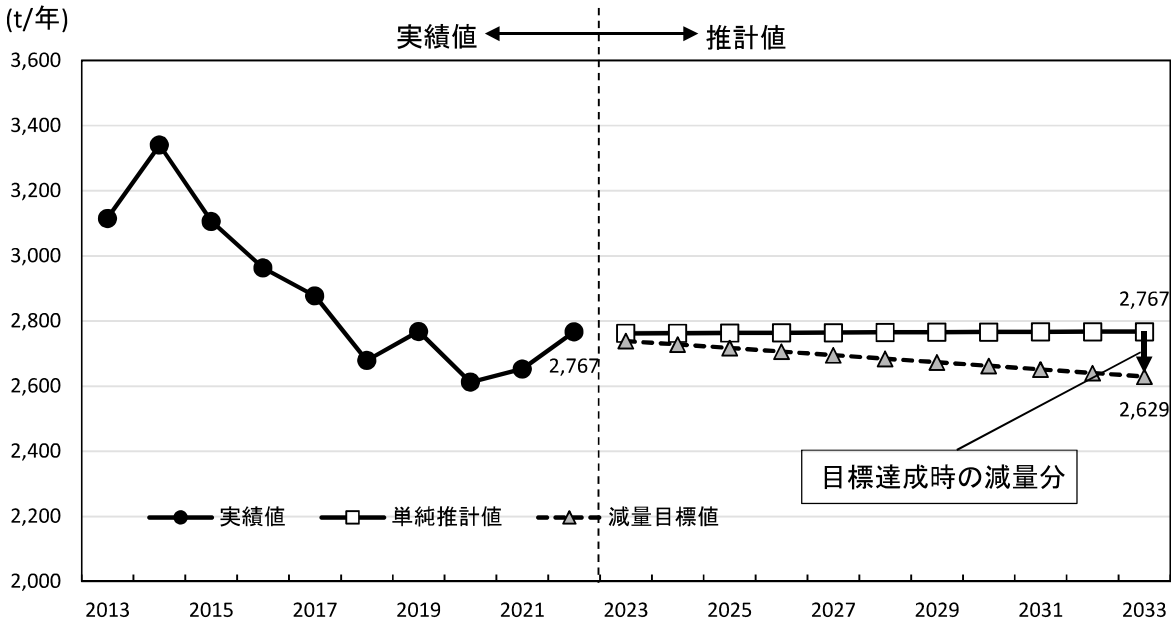


図 5-2 数値目標達成時の事業系ごみ(総量)の推移

第3節 目標達成に向けた施策

1. 施策の体系

ごみ処理基本計画の施策の体系を以下に示します。

基本方針 1 ごみの発生を抑制する

(1)生ごみの減量、食品ロスの削減	■生ごみの自家処理の促進 ■食品ロスの削減 ■生ごみの減量の促進
(2)プラスチック資源循環の推進	■使い捨てプラスチック製品の使用の抑制 ■プラスチック容器包装の使用の抑制 ■プラスチック一括回収の促進
(3)家庭系ごみの減量	■家庭でできるごみ減量方法の普及促進 ■リユースの促進 ■ごみ処理の有料化の検討
(4)事業系ごみの減量及び適正処理	■事業系ごみの減量・適正処理の推進 ■事業系の食品廃棄物の削減の推進

基本方針 2 資源の再生利用を行う

(1)資源分別の徹底	■資源の分別排出の徹底 ■資源回収協力店制度の拡充 ■その他の品目のリサイクルの推進 ■粗大ごみ解体による資源分別の継続
(2)行政回収団体及び子ども会の集団回収への支援	■行政回収・集団回収事業の推進 ■資源拠点回収の拡充

基本方針 3 資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る

(1)学校教育や生涯学習の場における環境学習の充実	■環境学習の機会の提供 ■イベントや意見交換会などの機会の提供 ■各種団体とのパートナーシップ
(2)多様な手段による情報の提供	■情報提供機会の複線化 ■的確な情報提供手段の選択
(3)快適なまちづくりへの取組	■不法投棄防止対策の推進 ■クリーン月間の展開

基本方針 4 資源・ごみを適正に処理する

(1)収集・運搬システムの適正化	■適正な収集運搬の維持 ■適正排出指導の実施 ■ごみ集積場所の適正管理の促進 ■自力でごみ出しの困難な市民への支援 ■特別管理一般廃棄物、適正処理困難物への対応
(2)中間処理・最終処分システムの適正化	■適正な中間処理の維持 ■適正な最終処分の維持 ■環境保全対策の継続
(3)ごみ処理システムの運用	■財政支出の合理的運用 ■新たなごみ処理技術への対応

2. 具体的な施策

基本方針1:ごみの発生を抑制する

(1)生ごみの減量、食品ロスの削減

食品系の廃棄物は豊明市の燃えるごみの約25%を占めており、水分を多く含むことから焼却施設の燃焼効率を悪化させる原因ともなっています。そのため、家庭における生ごみのリサイクルを推進することにより、生ごみの減量に取り組めます。また、食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことにより食品ロスの削減を図り、ごみに含まれる未利用の食品を削減します。

具体的な施策	
生ごみの自家処理の促進	家庭から発生する生ごみの排出抑制のため、生ごみの自家処理を促進します。 ● 生ごみ減量化容器・処理機等購入費の一部補助の実施による普及促進 ● ダンボールコンポストの紹介など、生ごみの自家処理方法に関する情報提供
食品ロスの削減	食品の買いすぎ、作りすぎを防ぐことによる食品ロスの削減に向けた情報提供を図ります。 ● 未利用食品の廃棄を削減するための情報提供を行います。 ● 小売事業者は、食品ロスが発生しにくい小分け販売を行うなど、販売単位に多様性を持たせるようにします。 ● 食べ残しゼロ推進店制度を活用し、食品ロスの削減に取り組む事業者を支援します。 ● フードバンク・フードドライブ事業について、情報収集を行います。
生ごみの減量の促進	家庭や事業所で発生する生ごみの減量方法について、情報提供を行います。 ● エコクッキング(ごみを少なくする調理方法)や生ごみの水切りなど、家庭でできる生ごみ減量の具体的な手法について、周知します。 ● 飲食物を扱う事業者や社員食堂等において、生ごみの減量に取り組めます。

(2)プラスチック資源循環の推進

使い捨てプラスチックの廃棄量を削減する目的で策定されたプラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括で回収し再商品化する、プラスチック資源循環を推進します。

具体的な施策	
使い捨てプラスチック製品の 使用の抑制	プラスチック製の使い捨て容器やハンガーなどの使用の抑制について、市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。 ● できるだけ使い捨ての製品を使用しない生活様式について情報提供を行い、啓発します。 ● 事業者は、使い捨て容器等の使用削減や安易なノベルティ配布の廃止など、ごみになりやすいサービスの自粛を図ります。 ● プラスチック製から再生素材や再生可能素材を使用した製品の切り替えを行います。
プラスチック容器包装の使用 の抑制	レジ袋の有料化等、プラスチック容器包装の削減につながる情報提供を図ります。 ● マイバッグ・マイボトルなどの使用を促進します。 ● 過剰包装の削減や簡易包装商品・詰め替え商品の選択に関する啓発を行います。
プラスチック一括回収の促進	プラスチックの焼却量を削減し、リサイクルを推進するため2022年10月から開始したプラスチック一括回収について、市民・事業者へ情報提供し、啓発を行います。 ● プラスチック一括回収の対象となる品目や回収方法等について様々な手法を用いて情報提供し、確実な回収を行います。

(3) 家庭系ごみの減量

3R の基本となる「ごみとなるものを減らす」「ものを簡単に捨てない」「ものを大切に使う」意識を醸成し、家庭系ごみの減量を図ります。

具体的な施策	
家庭でできるごみ減量方法の普及促進	家庭でできるごみ減量の具体的な方法について情報提供、啓発を行います。 ● 自宅敷地内から出る刈草・剪定枝は、排出の前に天日干しをして乾燥させてから排出します。
リユースの促進	家庭から排出される不要物の再使用に関する情報提供、啓発を行います。 ● 家庭内で不要になったものはリサイクルショップやネットオークション等を活用して次に使う人に受け渡します。 ● 市主催の説明会など、市民参加型のイベントを開催し、リユースを促進します。
ごみ処理の有料化の検討	ごみ排出量の削減を図るため、必要に応じて処理費用の有料化について検討を行います。 ● 今後、2 年連続でごみ排出量が増加した場合は有料化の検討を行います。

(4) 事業系ごみの減量及び適正処理

事業系ごみの排出量は、コロナ禍による経済活動の低迷の影響により若干減少しましたが、今後は社会・経済活動の再開等により増加することも考えられることから、事業者に対して 3R の徹底を図るよう働きかけます。

具体的な施策	
事業系ごみの減量・適正処理の推進	事業所から排出されるごみの減量及び適正処理の推進に向けた必要な支援を行います。 ● 商工会等と連携して、事業系ごみの減量及び適正処理に関する情報提供及び啓発を行います。
事業系の食品廃棄物の削減の推進	飲食店や食品生産者、流通・小売業者等、事業者が排出する食品廃棄物について、事業者自らによる資源化等の取組によって削減が進むよう、情報提供及び啓発・指導に努めます。 ● 食品リサイクル推進に向けた周知を強化します。 ● 再掲) 食べ残しゼロ推進店制度を活用し、食品ロスの削減に取り組む事業者を支援します。 ● 再掲) フードバンク・フードドライブ事業について、情報収集を行います。

基本方針2:資源の再生利用を行う

(1)資源分別の徹底

1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の減少のほとんどは資源の減少によることから、排出抑制、再使用を優先しつつ、再生利用を推進するため、資源分別の徹底を図ります。

具体的な施策	
資源の分別排出の徹底	資源の分別精度や回収率の向上を図るため、情報提供を強化します。 ● プラスチック一括回収の対象となる品目について情報提供し、回収率の向上を図ります。 ● 分別回収可能な紙類の区別や排出方法などについて、対象を絞った効果的な啓発手法の検討を行います。
資源回収協力店制度の拡充	資源回収協力店制度を活用し、資源の回収率の向上を図ります。 ● 資源回収協力店制度の参加店舗数や回収品目の拡大を目指します。 ● 市民に資源回収協力店舗の利用を推奨します。
その他の品目のリサイクルの推進	使用済小型家電、廃食用油のリサイクルについて、引き続き回収を実施し、市民への周知を図るとともに、回収品目の拡充を検討します。
粗大ごみ解体による資源分別の継続	粗大ごみの解体による金属回収については、引き続き回収を実施するとともに、効率的な排出手法等について検討します。

(2)行政回収団体及び子ども会の集団回収への支援

本市では、区や町内会が実施する行政回収及び子ども会が実施する集団回収において、資源回収が実施されています。これらを支援し、資源回収の拡充を図ります。

具体的な施策	
行政回収・集団回収事業の推進	区・町内会による行政回収及び子ども会等による集団回収を推進し、資源回収量の増加に努めるとともに、市民が自ら資源を回収することによる意識の向上を図ります。 ● 引き続き資源回収奨励金を維持します。 ● 行政回収・集団回収の担い手となるよう意識啓発を行います。
資源拠点回収の拡充	現在3カ所で運営している拠点回収箇所における回収品目・回収時間の見直しや、新規の回収箇所の設置について検討し、資源物排出機会の増加に努めます。 ● 新規回収品目の検討を行います。 ● 新規回収箇所の検討を行います。

基本方針3:資源・ごみに関して「知る・知らせる」しくみを作る

(1)学校教育や生涯学習の場における環境学習の充実

ごみや身の回りの自然といった身近な環境問題をきっかけとし、関心と行動を促すような環境教育を推進していきます。小中学校における「総合的な学習の時間」や生涯学習の場等において、暮らしとごみのつながりやごみが環境に与える影響、リサイクルの流れなど、ものを大切にする意識を育て、ごみ問題について考える機会を拡充するため、環境学習を推進します。

具体的な施策	
環境学習の機会の提供	子どもたちや市民・事業者が、ごみに関する現状を正しく認識し、意識と知識の向上を図るため、学校や地域に対する出前講座やワークショップを行います。 ● 学校に対する出前講座やワークショップを行います。 ● 地域に対する出前講座等を行います。
イベントや意見交換会などの機会の提供	市の主催するイベント等の機会を利用して、ごみに関する学習の機会を提供します。 ● 環境フェスタにおいて啓発を行います。 ● 地域における意見交換会の場を通じて情報提供・啓発を行います。
各種団体とのパートナーシップ	行政が仲介役として商業団体や消費者団体、NPO 団体との協議や連携を進め、環境のことを考えた消費活動の普及を図ります。 ● 行政と団体、団体間相互の関係を仲介します。

(2)多様な手段による情報の提供

3R(ごみの排出抑制、再使用、再生利用)やごみの適切な分別排出に関して、わかりやすい情報提供、啓発に取り組むとともに、高齢者世帯や外国人世帯など、情報が届きにくいと思われる市民に対しての情報発信を行います。

具体的な施策	
情報提供機会の複線化	あらゆる層にアプローチを行うため、市民・事業者への情報提供手段の多様化を図ります。 ● 市のホームページの充実を図るとともに、スマートフォンアプリや動画配信などの新たな情報提供手段について、検討を行います。 ● SNS 等の双方向の情報交換手段について、検討を行います。
的確な情報提供手段の選択	高齢者世帯や外国人世帯、単身者など、情報が届きにくいと思われる市民に対して、ピンポイントで情報提供をする仕組みを検討します。 ● 高齢者世帯に対して、福祉事務所などと連携した情報提供や支援を行います。 ● 外国人世帯や単身者に対して、学校や勤務先等を通じた情報提供・啓発を行います。

(3)快適なまちづくりへの取組

不法投棄や散乱ごみのない、快適なまちづくりに向けた活動を実施しています。

具体的な施策	
不法投棄防止対策の推進	不法投棄を未然防止するため、監視活動を行い、適切な指導に努めます。 ● 不法投棄の防止や対策を行うため、市内のパトロールを行います。 ● 不法投棄の通報があった場合、違反者への指導を行います。
クリーン月間の展開	毎年 5 月に実施している「とよあけクリーン月間」において、環境美化活動に対する支援を実施します。 ● 「とよあけクリーン月間」において、区や町内会の清掃活動で出たごみを回収する支援を行います。

基本方針4:資源・ごみを適正に処理する

(1)収集・運搬システムの適正化

当面の間現行の体制を維持し、効率の良い収集運搬体制を確保します。

具体的な施策	
適正な収集運搬の維持	適正で効率的な収集運搬を維持します。 ● 様々な手段で市民の意向を把握し、分別区分や収集頻度、収集形態の見直しを図ります。 ● 収集運搬委託業者や許可業者に対して、必要に応じて指導を行い、適正で効率的な収集運搬体制を確保します。
適正排出指導の実施	ごみ排出に問題がある排出者に対し、必要に応じて指導を行います。 ● ごみ出しマナーが悪い排出者に対して、適正排出に向けた指導を行います。 ● 多量排出事業者に対して、減量のための指導を行います。 充電電池や中身の残ったスプレー缶などの危険物の燃えるごみへの混入がないよう、啓発を行います。
ごみ集積場所の適正管理の促進	ごみ出しルールを徹底し、問題のあるごみ集積場所には適正管理を促進します。 ● 集積場所の管理状況を把握し、管理の悪い集積場所の分析と効果的な改善方法について研究します。 ● 不適正排出が目立つ集合住宅等に対して、管理業者・家主にごみの適正排出に係る指導及び管理の協力を依頼します。
自力でごみ出しの困難な市民への支援	高齢者、障がい者など、自力でごみ出しが困難な世帯等に対する支援を検討します。 ● 福祉部局と連携を図り、支援対象者を把握し、必要な支援内容について検討します。
特別管理一般廃棄物、適正処理困難物への対応	市として収集運搬を行わないタイヤや消火器等の適正処理困難物、医療系ごみなどについて、適正な処理方法及び処理先の情報について、周知を図ります。

(2)中間処理・最終処分システムの適正化

2019 年3月に竣工した東部知多クリーンセンターを中心として、当面の間現行の体制を維持し、効率の良い中間処理及び最終処分体制を確保します。

具体的な施策	
適正な中間処理の維持	中間処理は東部知多クリーンセンターで行っており、当面の間この体制を維持します。 ● 中間処理施設の安全な運転管理に努めます。 ● 引き続き、焼却灰からのスラグ・メタルの回収により、最終処分量の低減に努めます。
適正な最終処分の維持	東部知多衛生組合管内での計画的な処分場の確保を図り、組合及び組合構成市町とともに、生活環境への影響の少ない処分場整備について、研究・検討を行います。 ● 最終処分場の適正な維持管理に努めます。 ● 埋立対象物の減量・減容に努めます。
環境保全対策の継続	中間処理施設及び最終処分場について、引き続き適正に環境保全対策を行います。

(3)ごみ処理システムの運用

具体的な施策	
財政支出の合理的運用	今後、減量施策を実施してもなお、減量目標が達成できない場合は、家庭系ごみの有料化について検討を行います。
新たなごみ処理技術への対応	ごみ処理に対応し、環境への負荷をより小さくするための様々な技術開発が行われています。新たなごみ処理技術開発について、調査研究を行うとともに情報収集を進めます。

3. 将来の処理主体とごみ処理フロー

2033 年度におけるごみの分類毎の処理主体を表 5-4に、ごみ処理フローを図 5-3に示します。

なお、今後本市のごみ処理を取巻く状況の変化に応じて、東部知多衛生組合、その他関係機関と協議し、見直していきます。

表 5-4 ごみ分類毎の処理主体

ごみの分類	排出抑制	分別	収集・運搬	中間処理 資源化	最終処分
燃えるごみ	排出者	排出者	市及び委託	組合	組合及び ASEC
燃えないごみ			委託		
資源			委託	委託	委託
プラスチック			委託	委託	委託
粗大ごみ			市	組合	組合及び委託

※組合：東部知多衛生組合
委託：民間事業者への委託

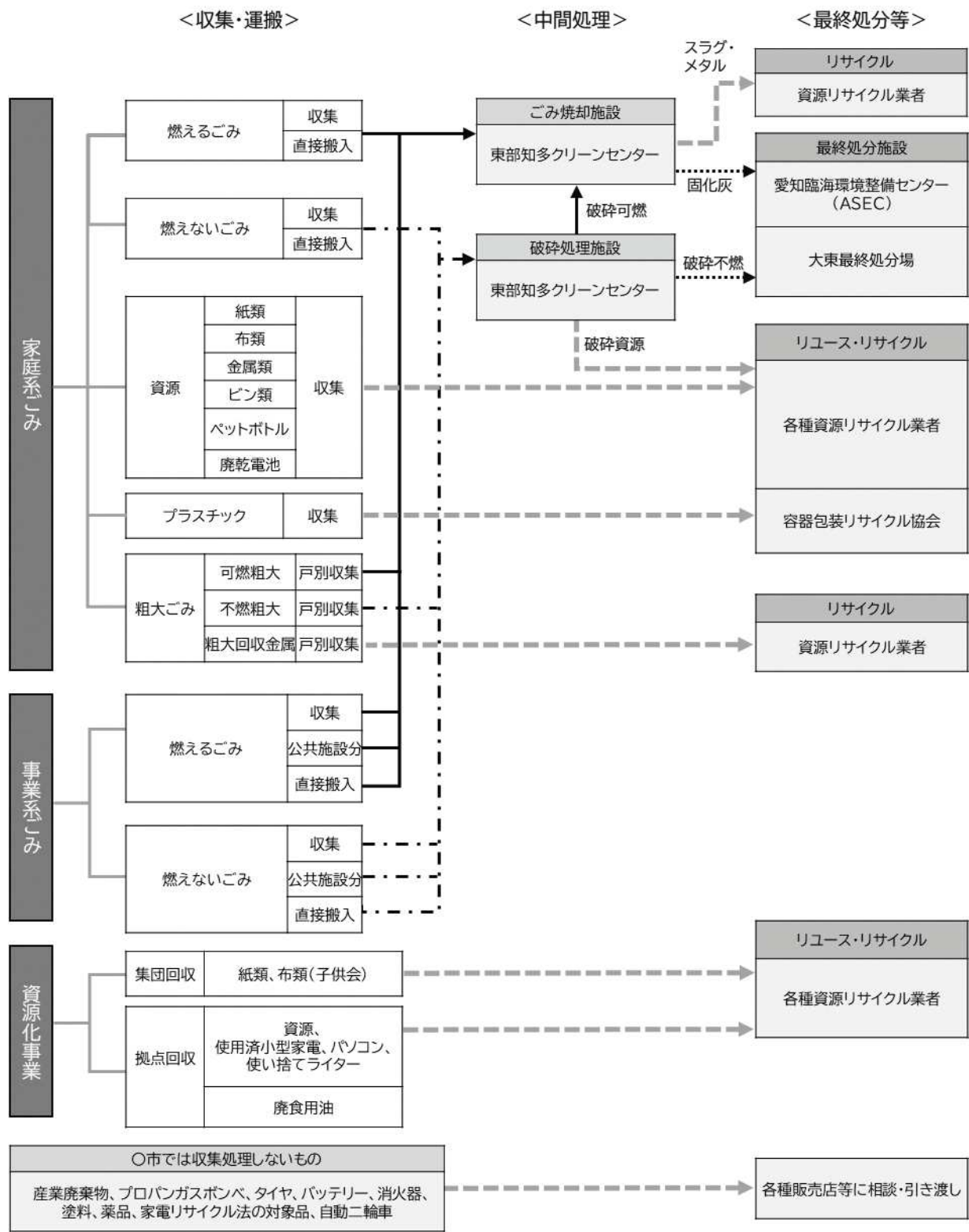


図 5-3 将来ごみ処理フロー(2033 年度)

第4節 計画の推進

本計画は、変化する社会情勢に対応し、環境への負荷をできるだけ小さくする「未来へつなぐ資源循環都市とよあけ」を基本理念としています。

この基本理念を達成するためには、これまでの取組に加えてより一層、市民と事業者、行政が一体となり、協働して取り組む必要があります。このため、市民・事業者・行政の三者が、本計画の基本理念や目標、ごみ処理の現状などを共有し、連携を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすことが重要となってきます。また、計画を推進するにあたって、施策の展開と達成状況を点検・評価する仕組みを作り、計画実施状況や見直し内容などを広報や市ホームページを活用して広く市民・事業者公表し、意見を今後の施策に積極的に反映させていく必要があります。

以下に、計画管理及び実施の概念を示します。

